

一般社団法人
ストリート・プロジェクト
定 款

平成22年 8月16日 作 成
平成22年 8月16日 公証人認証
平成22年 8月16日 法人 設立

定 款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

当法人は、一般社団法人 ストリート・プロジェクト と称し、英文名は、Street Project とする。

第2条 (目 的)

当法人は、経済的困窮や人間関係の問題で学習機会を失ったりした結果、就職や進路の選択肢が限られ、自己肯定感も低くなりがちな状況に生きづらさを感じ、学校や家庭に居場所を感じにくい青少年、その他社会的弱者一般に、「好きなことで食べて行けるようになる」為の経済、教育及びメンタルの3つの分野でプログラムを用意し、夢実現や自立を支援することを目的とする。

第3条 (事 業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 経済支援事業
職場体験、起業支援、生活の場提供等の支援・サポート事業
- 教育事業
高卒認定資格、パソコン研修等の支援・サポート事業
- メンタル事業
カウンセリング等のメンタル面での支援・サポート事業
- 啓発・普及活動
講演会、「語り合う会」等のイベント・セミナーの開催
学校中退、自分の人生設計が立ちゆかない若者の現状等の社会問題を
広く社会に問題提起し、それを解決する活動の普及を行う事業
- その他、当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

第4条 (主たる事務所の所在地)

当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第5条 (公告方法)

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

第6条（会員、入会及び種別）

当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 当法人の会員となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法律上の社員とする。
 - ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

第7条（会費等）

正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

第8条（退 会）

正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

第9条（会員の資格喪失）

前条の場合のほか、会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 1年以上会費等を滞納したとき。
- ② 総社員の同意
- ③ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ④ 死亡又は社員である団体の解散
- ⑤ 除名

第10条（除 名）

会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した会員にその旨を通知することを要する。

第11条（会員名簿）

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

第12条（開催時期）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第13条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 社員の除名
- ② 役員の選任及び解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 計算書類等の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散
- ⑦ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第14条（招集）

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令により別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

第15条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに当たる。

第16条（決議の方法）

社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 各社員は、各1個の議決権を有する。

第17条（決議の省略）

社員総会の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第18条（議決権の代理行使）

社員又はその法定代理人は、当該社員の親族又は当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

第19条（議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第17条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 社員総会以外の機関

第20条（社員総会以外の機関）

当法人には、理事会及び監事を置く。

第21条（理事及び監事の員数）

当法人には、以下のとおり理事及び監事を置く。

理 事 3名以上

監 事 1名以上

第22条（理事及び監事の資格）

当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数の同意をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

第23条（理事及び監事の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期終了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一と

する。

- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、第1項によるものとする。

第24条（代表理事）

当法人に代表理事1名を置き、理事会の決議によって選定する。

- 2 代表理事を、理事長と称する。
- 3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

第25条（監事の職務・権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査を調査することができる。

第26条（報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第27条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- ③ 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

第28条（理事会の権限）

理事会は、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務執行の監督

第29条（招集）

理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項にかかわらず、理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第30条（議 長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の理事がこれに当たる。

第31条（理事会の決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第32条（理事会の決議の省略）

理事が理事会の目的たる事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第33条（職務執行状況の報告）

代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

第34条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席理事及び監事がこれに署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 第31条第2項の場合も、前項の議事録を作成する。

第6章 解 散

第35条（解散の事由）

当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 社員総会の決議
- ② 存続期間の満了
- ③ 法人の合併
- ④ 社員が欠けたとき

第40条（設立時社員の氏名及び住所）

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

高 山 慶 子
福岡市南区野間4丁目4番28号

柳 原 剛
千葉県市原市君塚5丁目26番地6
プリミエール君塚B-201

坪 井 恵 子
福岡市東区唐原4丁目8番65号

第41条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人法その他の法令の定めるところによる。

以上 一般社団法人ストリート・プロジェクトの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年8月16日

設立時社員 高 山 慶 子

設立時社員 柳 原 剛

設立時社員 坪 井 恵 子